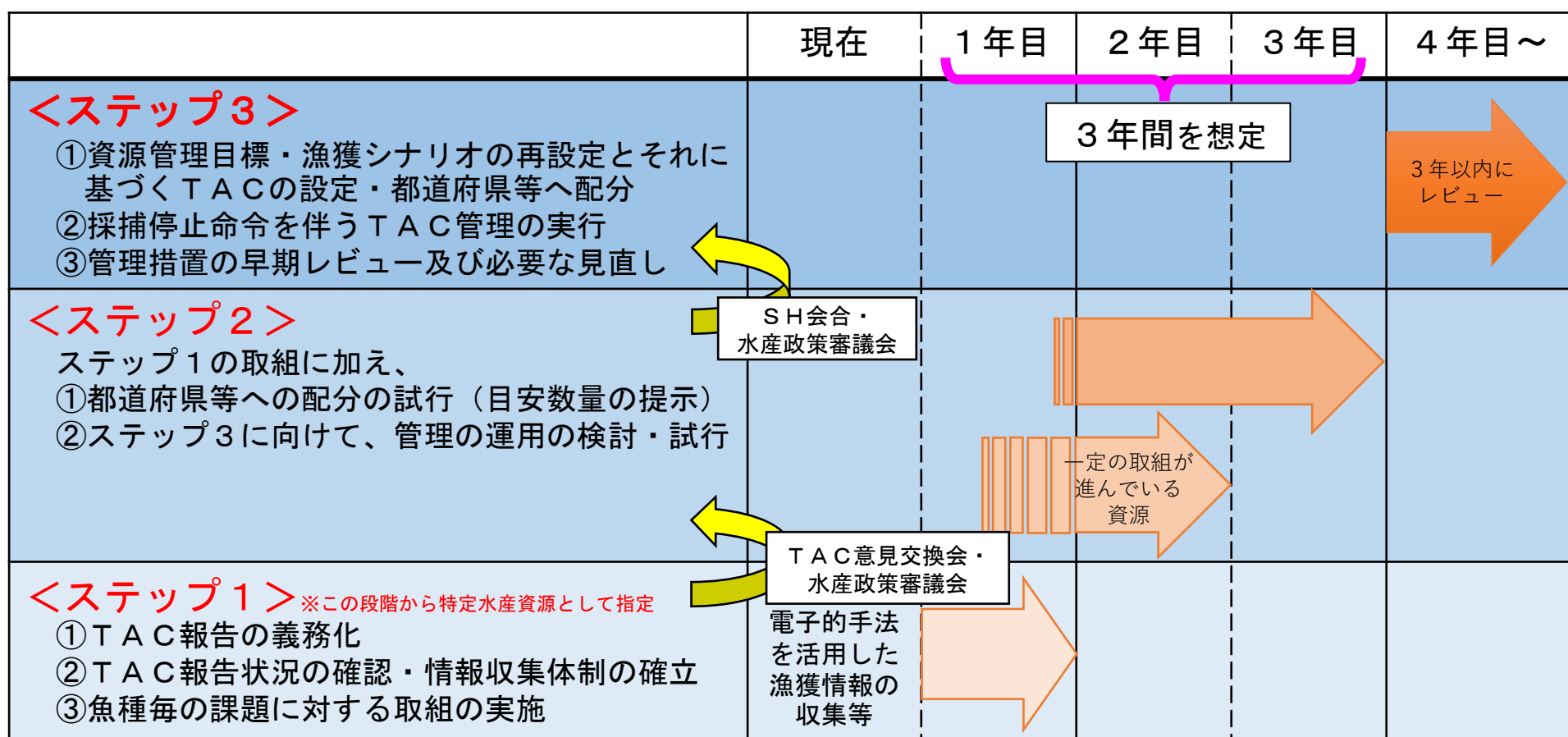


TAC管理のステップアップの考え方

(資料6)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で3年間を想定）



ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（P G Y）も含む）		これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
T A C の設定	漁獲シナリオから導かれるA B Cの範囲内で設定		左に同じ
T A C の配分	- 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない - ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする（※1）	法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※1）	ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	- 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のT A C管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする - ステップ3へ移行する前にS H会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換		- 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 - 必要に応じ運用の改良等を検討

※1 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、T A C管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※2 ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。